

# Q&A集

## 1.全体

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準とは、どのような会計基準なのでしょうか。	「研究会報告書」において示された統一的な地方公会計基準は、公的特性を踏まえた上で、 ・発生主義・複式簿記の導入を前提としていること ・固定資産台帳の整備を前提としていること ・比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準であること といった特徴があり、現行の官庁会計(現金主義会計)の補完として整備するものです。(官庁会計との関係については、本Q&A集の「1.全体・問番号2」参照)	「研究会報告書」 16段落
2	地方公共団体では、これからも現金主義の予算・決算を行うことになるのでしょうか。	地方公共団体における現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた現金主義会計を採用しています。 統一的な基準による地方公会計の整備については、上記の趣旨を踏まえ、現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算・決算制度については、引き続き現金主義に基づいてなされることとなります。	「研究会報告書」 16段落 「財務書類作成要領」 1段落
3	統一的な基準による地方公会計の整備は、どのようなスケジュールとなっているのでしょうか。	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付総務大臣通知)で示しているとおり、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することとしています。 一方で、公共施設等のマネジメントをはじめとする諸課題に迅速に対応していくためには、財務書類等の早期整備が重要であることから、特に、固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、平成27年度までに同台帳を整備することが望まれます。 なお、日々仕訳により財務書類等を作成する地方公共団体においては、システム改修等に一定の期間を要することも想定されますが、そのような場合でも、遅くとも平成29年度決算に係る財務書類等を作成・公表する必要があります。 また、次年度予算編成への反映も含めた一層の活用を図るためには、財務書類等の作成及び公表の早期化が重要であり、例えば、決算年度の翌会計年度の概ね8月末までの作成と、その後の検証を経て、9月末までの公表といった対応が望ましいと考えられます。	「研究会報告書」 305段落
4	作成期間について、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付総務大臣通知)では、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間とされていますが、何が例外なののでしょうか。	大規模な災害等が発生した場合など、財務書類等の作成が困難な場合を想定しています。 また、地方公営企業法の財務規定等が非適用の地方公営事業会計のうち、適用に向けた作業に着手しているもの(平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に法適用するものに限る)については、集中取組期間を移行期間とすることとします。 なお、上記は、その条件に合致した地方公営事業会計のみを対象としていますので、法適用の公営企業会計や上記条件に合致しない法非適用の地方公営事業会計は、本Q&A集の「1.全体・問番号3」に基づき作成する必要があります。また、上記条件に合致し、当該規定を適用する法非適用の地方公営事業会計は、当該地方公営事業会計分のみ、一定期間連結されないこととなるため、その旨を注記することとしますが、注記にあたっては、当該地方公営事業会計が連結されない影響を補完する観点から、重要性や作業負担も踏まえ、企業債残高や他会計繰入金といった情報もあわせて記載することが望まれます。また、連結行政コスト計算書における「他会計への繰出金」等については、本来は内部取引として相殺消去されるため表示されませんが、当該地方公営事業会計は一定期間連結されずに相殺消去もされないことから、必要に応じて勘定科目を追加する必要があるとともに、その旨も注記する必要があります。	—
5	一般会計等における財務書類の作成に関して、統一的な基準による地方公会計は、これまでの基準モデルや総務省方式改訂モデルとはどう異なるのでしょうか。	別紙1-1「基準モデルからの変更点」及び別紙1-2「総務省方式改訂モデルからの変更点」を参照ください。	—
6	統一的な基準による地方公会計の整備に関する支援はあるのでしょうか。	別紙2「統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援」を参照ください。	—
7	作成した財務書類等は、監査委員の審議対象や議会への報告事項となるのでしょうか。	地方公共団体が作成する財務書類等については、監査委員による審査や議会への報告が義務付けられているものではありませんが、前者は財務書類等の正確性・信頼性の確保に資するものであり、後者は地方議会の監視機能の向上に資するものであるため、いずれも有意義な取組だと考えられます。	—

## 2.財務書類作成要領

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準による地方公会計の報告主体の範囲はどこまでになるのでしょうか。	統一的な基準による地方公会計の報告主体は、都道府県、市町村(特別区を含む)並びに地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合としています。(基準モデルや総務省方式改訂モデルの報告主体は、都道府県及び市町村のみであったことから、今後、新たに一部事務組合及び広域連合についても、報告主体として加わることとなります。(例外については、本Q&A集の「2. 財務書類作成要領・問番号2」参照) また、地方公共団体は、一般会計等を基礎として財務書類を作成することとしていますが、公的資金等によって形成された資産の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に都道府県と市町村の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとしています。	「財務書類作成要領」6段落
2	地方公営企業法を適用している一部事務組合等についても、報告主体として統一的な基準による財務書類等を作成する必要はあるのでしょうか。	一部事務組合等も報告主体とされている中で、地方公営企業法を適用している一部事務組合等の会計については、既に発生主義・複式簿記による財務書類を作成しています。このため、当該会計における統一的な基準による財務書類については、公営企業会計で作成された法定決算書類を読み替えたもので対応することとします。	「財務書類作成要領」6段落
3	作成することになる財務書類の体系はどのようなものなのでしょうか。	基準モデルや総務省方式改訂モデルと同様に、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表としていますが、行政コスト計算書と純資産変動計算書は、各地方公共団体の実情も踏まえ、別々の計算書としても、その2つを結合した計算書としても差し支えないこととしています。	「財務書類作成要領」10段落
4	財務書類の表示単位は円単位としても差し支えないのでしょうか。	原則として百万円単位、例外として千円単位も許容することとしています。より細かい単位である円単位での表示を妨げるものではありません。	「財務書類作成要領」16段落
5	勘定科目の改廃や内訳科目の追加は可能でしょうか。	比較可能性を確保する観点から、原則として「研究会報告書」等で示した勘定科目を用いることとしますが、財務上の管理の必要に応じて勘定科目を追加等することを妨げるものではありません。(例えば、財務書類の「その他」に計上されているもので、重要性の高い項目について、特定の勘定科目で表示することが考えられます。)	「財務書類作成要領」19段落
6	示されている資金仕訳変換表のとおりに変換処理しなければならないのでしょうか。	予算科目体系は、基本的に全地方公共団体で共通とはいえ、若干の相違があるため、示されている資金仕訳変換表を参考として各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する必要があることにご留意ください。	「財務書類作成要領」58段落、別表6
7	資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とされていますが、何が例外なのでしょうか。	企業会計の正常営業循環基準の考え方に準じて、例えば棚卸資産(販売用土地等)については、1年基準の例外として流動資産としています。	「財務書類作成要領」83段落
8	無形固定資産における仮勘定(その取得が一般会計年度を超えるもの)は、どのように計上すべきでしょうか。	ソフトウェアの仮勘定であれば「ソフトウェア」、それ以外であれば無形固定資産の「その他」に含めて計上します。	「財務書類作成要領」100段落～102段落
9	退職手当組合に加入している場合、退職手当引当金はどのように計上するのでしょうか。	退職手当組合に加入している地方公共団体が計上すべき退職手当引当金の額は、当該地方公共団体の退職手当債務から、組合への加入時からの負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当該地方公共団体へ按分される額を加算した額を控除した額とします。なお、組合への負担金は、移転費用・補助金等として計上し、退職手当引当金繰入額に計上しないこととします。(退職手当引当金としては計上しません。)	「財務書類作成要領」125段落
10	貸借対照表における純資産の内訳(余剰分(不足分))について、不足分とはどのような状況であり、どのように記載するのでしょうか。	余剰分(不足分)とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。貸借対照表における余剰分(不足分)には、流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額を計上します。 貸借対照表における余剰分(不足分)はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	「財務書類作成要領」143段落
11	行政コスト計算書について、議員報酬はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	次のとおり仕訳処理します。 【行政コスト計算書】その他(人件費)／【資金収支計算書】人件費支出	「財務書類作成要領」158段落、別表6-2
12	純資産変動計算書の「その他」には、具体的にどのような項目の計上を想定しているのでしょうか。	他科目で対象とならない項目を記載しますが、例えば、純資産変動計算書に係る過年度の修正等が計上対象となります。	「財務書類作成要領」213段落
13	基準モデル等からの基準変更による影響額等を注記することとされていますが、どのように記載するのでしょうか。	どのモデル等から変更しているのか、「台帳手引き」109段落に記載された経過措置適用の有無を記載した上で、基準変更により金額等を変更している勘定科目ごとに、「前会計年度の貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「土地」○○円は有形固定資産の評価基準の変更により××円減少し、「事業用資産」の「土地」△△円、「インフラ資産」の「土地」□□円として組み替えている」といったように記載します。	「財務書類作成要領」268段落

問番号	質問	回答	関連箇所
14	附属明細書「3(2)財源情報の明細」は、どのように作成するのでしょうか。	以下を参考に作成してください。 ①当該明細の「金額」に「純資産変動計算書」の該当金額を計上 ②それぞれの区分にあてた「国県等補助金」及び「地方債」を計上 →補助金は「附属明細書3(1)財源の明細」を参考に計上 →地方債は当年度発行した地方債の区分に基づき計上 ③「その他」に減価償却費等の非資金分を計上 ④①～③を踏まえ、「税金等」に、「金額」から「国県等補助金」、「地方債」及び「その他」を合算した額を控除した金額を計上	「財務書類作成要領」 【様式5】3(2)
15	仕訳候補が複数ある予算科目は、どのように仕訳処理するのでしょうか。	工事請負費を例にとると、その支出内容が、資産形成(資産(土地・建物等))にあたるものか、修繕(費用)にあたるものかを、工事等ごとに個別に判断し、仕訳処理します。	「財務書類作成要領」 別表6-3、別表6-4
16	貸借対照表に計上するリース資産やリース債務について、具体的にどの勘定科目で処理すればよいのでしょうか。	リース資産については、固定資産の性質に応じた勘定科目(建物、工作物、物品等)に計上します(減価償却累計額も同様)。 リース債務については、1年以内に支払期限の到来するものは流動負債の「その他」、1年を超えて支払期限の到来するものは固定負債の「その他」に計上します。	「財務書類作成要領」 別表7-1 「台帳手引き」 29段落
17	過年度の修正や固定資産が新たに判明した場合は、どこに計上すればよいのでしょうか。	以下を参考に計上してください。なお、当該内容と金額を注記することとします。 ・行政コスト計算書に係る過年度の修正(各種費用や使用料等) →行政コスト計算書(臨時損失・臨時利益(その他))に計上 ・純資産変動計算書に係る過年度の修正(税金等や国県等補助金等) →純資産変動計算書(その他)に計上 ・固定資産が新たに判明した場合 →純資産変動計算書(無償所管換等)に計上	「財務書類作成要領」 別表7-5
18	発生主義・複式簿記を導入する意義は何でしょうか。	発生主義の意義としては、現金主義では見えにくいコスト(減価償却費や退職手当引当金等)の把握が可能となることにあります。 また、複式簿記の意義としては、取引を原因と結果という2つの側面から処理することにより、ストック情報とフロー情報の両面の把握が可能となることにあります。	「研究会報告書」 293段落
19	日々仕訳と期末一括仕訳はどちらを導入すべきでしょうか。	仕訳の検証精度が高くなり内部統制に寄与すること、より早期に財務書類の作成・開示が可能となること等から、「研究会報告書」297段落では日々仕訳が望ましいとされていますが、都度の仕訳処理に係る全庁職員への事務負担や、現金支出等とあわせた仕訳処理を可能とするためのシステム等に係る経費負担等を考慮する必要があります。 このため、統一的な基準では、「研究会報告書」293段落の①(帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること)が満たされ、②(事業別・施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること)にも資するものであれば、期末一括仕訳によることも差し支えないとしています。	「研究会報告書」 293段落、297段落
20	市場公募債を発行した場合、券面額と差額がある場合、どのように処理するのでしょうか。	企業会計では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等により、原則として償却原価法を適用することとされていますが、事務負担等を踏まえ、発行年度に一括費用処理することも妨げないこととします。	—

### 3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

#### (1)評価基準

問番号	質問	回答	関連箇所
1	有形固定資産等は、どのように評価するのでしょうか。	原則として、取得原価が判明しているものは取得原価、取得原価が不明なものは再調達原価(道路等の敷地は備忘価額1円)としていますが、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和59年度以前に取得した事業用資産とインフラ資産は、上記取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取り扱うこととしています。(詳細は、別紙3「有形固定資産等の評価基準」を参照) なお、既に固定資産台帳を整備済又は整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重負担を回避する観点等から、一定の経過措置(既存の評価額の許容)を設けています。	「台帳手引き」 63段落、64段落、 109段落、別紙5
2	有形固定資産等は、再評価する必要はあるのでしょうか。	有形固定資産等は、原則として再評価しないこととしていますが、例外として、立木竹(6年に1回程度の再評価が適当)や棚卸資産(毎年度(低価法))があります。また、投資及び出資金についても、一定の条件により再評価が必要です。	「台帳手引き」 63段落、79段落、 92段落～98段落、 101段落、105段落
3	有形固定資産の取得原価の把握のために決算統計の数値を用いることができるのは、具体的にどのような場合でしょうか。	本Q&A集の「3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(1)・問番号1」のとおり、取得原価が不明な有形固定資産等については、原則として再調達原価としていますが、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があり、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類の確認が必要です。 それでも不明の場合、比較可能性の確保の観点から、取得原価の把握のために、決算統計の数値を用いることも考えられる旨が示されていますが、決算統計の数値については、以下の点に留意する必要があります。 ・決算統計の用地費は、主に土地購入費と補償費であるが、取得原価に含まれるべき造成費等が加味されていない ・除売却分を控除する必要がある ・決算統計では、同種資産をまとめた一つの項目に計上している ・決算統計では、「道路・橋梁」など、一定のまとまった区分となっているところもあり、台帳上で区分するためには、一定の按分が必要となる このため、統一的な基準の考え方(本Q&A集の「1.全体・問番号1」)を踏まえ、決算統計の数値を用いることができる場合として、 ・特定の時期の対象とならない昭和60年度以降であること ・特定の固定資産が、決算統計に係る該当項目(表行列)に計上されていることが把握できること といった条件を満たす必要があります。	「台帳手引き」 63段落
4	売却可能資産や棚卸資産の評価、物品の計上基準において、「重要な変動」や「重要性がないと判断される場合」といった文言が出てきますが、これらの重要性は、どのように判断すればよいのでしょうか。	基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、例えば売却可能資産について、不動産鑑定評価により評価している場合で、公示地価といった他の評価方法の変動率が小さい場合は、現行の価額を変更しないといったことが考えられます。	「台帳手引き」 65段落、101段落、 105段落
5	個別の資産ごとに異なる評価方法を採用しても問題ないでしょうか。また、同一資産に対して、評価方法を変更しても問題ないでしょうか。	資産の重要性等を踏まえ、個別に異なる評価方法を採用することも差し支えありませんが、採用した評価方法の注記が必要です。 また、評価方法の変更を禁止しているわけではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められますが、経年比較の観点からは安易に評価方法を変更することは適当ではありません。	「台帳手引き」 73段落
6	実際に保険契約の目的物とはなっていない立木竹や建物についても、その再調達価額の算定に保険金額を用いて構わないのでしょうか。	地方公共団体が所有する立木竹や建物の中には、実際に保険契約の目的物となっていないものも存在しますが、その再調達価額の算定に保険金額の単価を用いることとして差し支えありません。	「台帳手引き」 78段落、82段落
7	満期保有目的以外の市場価格のない有価証券について、実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととされていますが、実質価額はどのように計算するのでしょうか。	実質価額については、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する実務指針」第92項の規定を参考に、以下の計算式(例)による算定(純資産がマイナスの場合はゼロ)が望まれますが、作業負担を踏まえ、当該会計もしくは法人の純資産額(資産合計額から負債合計額を控除した額)に、当該団体の出資割合を乗じたものとすることもできることとします(純資産がマイナスの場合はゼロ)。 <計算式(例)> 「一株(口)あたり純資産額」=(一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された相手先の直近の決算書の純資産額+資産等の時価評価に基づく評価差額+決算日後の後発事象の重要な影響)÷(発行済株式数(出資口数)) 「実質価額」=(一株あたり純資産額)×(所有株式数)	「台帳手引き」 94段落、97段落
8	徴収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。	未収金に係る徴収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしており、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額/過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられます。 なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。	「台帳手引き」 102段落
9	売却可能資産の範囲はなぜ地方公共団体が任意に特定することとされているのでしょうか。	売却可能資産については、資産・債務改革の観点から注記することとしていますが、それぞれの地方公共団体で同改革の取組状況等は異なることから、売却可能資産の範囲を一律に特定することはせずに、地方公共団体がその実情に応じて任意に特定することとしています。	「台帳手引き」 104段落
10	基準モデル等を採用している地方公共団体については、今後も引き続き基準モデル等により資産を評価しても差し支えないのでしょうか。	既に固定資産台帳が整備済又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとしています。ただし、その場合でも、道路等の敷地については、「台帳手引き」63段落による評価額を注記することとしていることや、開始後に取得した資産は既存の基準モデル等による評価は認められていないことに留意が必要です。	「台帳手引き」 63段落、109段落

## (2)その他

問番号	質問	回答	関連箇所
1	固定資産台帳を整備する意義は何でしょうか。	固定資産台帳は、所有する全ての固定資産について、取得価額や耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。 固定資産台帳は、地方公会計の基礎資料となるだけでなく、その整備により、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等総合管理計画を充実・精緻化することに活用することも可能となります。さらに、固定資産台帳を公表することで、民間企業からPPP/PFIに関する積極的な提案がなされることも期待されます。	「台帳手引き」 2段落～6段落
2	固定資産台帳は公表を前提とすることとされていますが、個人情報など法令により公表できない情報があった場合、どのように対処すればよいのでしょうか。	個人情報保護法等の観点から公表できない情報については、当該法令等の趣旨を踏まえた対応が必要となりますが、例えば、「民間企業」、「個人」といった記載、このような対応ができない場合は、「不開示」といった記載が考えられます。	「台帳手引き」 5段落
3	固定資産台帳の記載項目が例示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならないのでしょうか。	同例示(「台帳手引き」別紙2)の「①基本項目」は、原則として記載する必要があります。 また、「②追加項目」は、各地方公共団体の判断による任意の記載としていますが、活用を幅を広げるためにも記載することが適当です。 なお、同例示は記載例とされている中で、特に「②追加項目」については、各地方公共団体の実情に応じて追加等することが適当です。	「台帳手引き」 13段落、14段落、 別紙2
4	固定資産台帳の追加記載項目とされている長寿命化履歴には、具体的にどのような内容を記載すればよいのでしょうか。	公共施設等のマネジメントのためには、「①基本項目」のような基本情報を管理することはもとより、施設の実態に即した情報を管理することも重要です。 上記観点から「②追加項目」で明示されている「長寿命化履歴」については、長寿命化工事の有無、実施時期、関連する台帳番号等を記載することが考えられます。	「台帳手引き」 14段落、別紙2
5	管理者と所有者が異なる指定区間外の国道(3桁国道)や指定区間の一級河川等は、資産として計上しないものの、注記が望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。	所有する固定資産に準じて固定資産台帳に記載・管理し、勘定科目別に取得価額等と減価償却累計額を記載することとします。	「台帳手引き」 21段落
6	重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引の対象について、重要性が乏しい償却資産、当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものといった記載がなされていますが、「重要性の乏しい」とは、どのような場合が該当するのでしょうか。	基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、以下の基準等により判断することとします。 ①購入時に費用処理するもの、②リース期間が1年以内であるもの、 ③1契約あたりのリース料総額が300万円以下のもの	「台帳手引き」 27段落
7	PFI事業に関して、所有権がない資産は、どのように処理するのでしょうか。	PFI事業に係る資産については、所有権がない資産であっても、契約上のリスク配分状況の検討を行い、リース会計基準に準じた会計処理を行うこととします。 会計処理にあたっては、PFI事業費の内訳内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。(仕訳例は、以下のとおり) 【貸借対照表】該当固定資産科目／【貸借対照表】固定負債・流動負債(その他) なお、PFI事業に係る資産の金額について、注記することとします。	「台帳手引き」 31段落
8	例えば耐震工事で耐久性が増す場合は固定資産として計上することが考えられますが、この場合、どのように減価償却の計算をするのでしょうか。	当該耐震工事は、基本的に資本的支出に該当し、原則として当該資本的支出の金額を固有の取得価額として、その資本的支出を行った減価償却資産本体と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産を取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととなります。 なお、資本的支出を行った減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法による償却を継続して行うこととなります。	「台帳手引き」 41段落
9	別途規定するものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)よりも長い期間の耐用年数を設定することもできるとされていますが、どのような資産が該当するのでしょうか。	耐用年数を長くすることは、単年度の減価償却費の低減につながるため、保守主義の観点から、厳密に取り扱う必要があります。 このような中で、合理性・客観性があるものとしては、法適用の地方公営企業で使用されている法令年数が該当します。	「台帳手引き」 47段落
10	固定資産台帳の整備の流れは、どのようなものになるのでしょうか。	別紙4「固定資産台帳整備の流れの例」を参照ください。	「台帳手引き」 118段落、別紙9
11	固定資産の棚卸(現物確認)は、どのような点に注意すべきでしょうか。	計上されている固定資産が確かに存在して当該地方公共団体の所有であることや、関連台帳との整合を確認することが重要です。 また、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として現物確認とともに、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することとしていることに留意が必要です。	「台帳手引き」 124段落、125段落
12	基金や有価証券、徴収不能引当金等も固定資産台帳で管理する必要はあるのでしょうか。	固定資産台帳での管理を妨げるものではありませんが、その性質や地方公共団体の実情に応じて別途管理することもできることとします。	—

#### 4.連結財務書類作成の手引き

問番号	質問	回答	関連箇所
1	連結財務書類の対象範囲について、全部連結のほか比例連結が採り入れられていますか、持分法は採用しないのでしょうか。	企業会計で採用されている持分法については、連結対象団体(会計)の純資産や利益に着目し、それらについての持分のみを連結財務書類に反映することになり、一般に利益の追求を目的としない地方公共団体にはなじまないため、同手法は採用しないこととします。	「連結手引き」6段落
2	法非適用の地方公営事業会計や一部事務組合等についても、固定資産台帳の整備が求められるのでしょうか。	法非適用の地方公営事業会計や官庁会計により会計処理を行っている一部事務組合等は、一般会計等と同様の会計処理である中で、発生主義に基づく会計基準により財務書類を作成していないため、統一的な基準による財務書類等を作成する必要があります。従って、固定資産台帳の整備が求められることとなります。(一部事務組合等は報告主体となっていることにも留意(本Q&A集の「2.財務書類作成要領・問番号1」参照) なお、法非適用の地方公営事業会計については、特例措置が講じられていることに留意が必要です。(本Q&A集の「1.全体・問番号4」参照)	「連結手引き」7段落、55段落
3	一部事務組合等について、前会計年度に比例連結の際に利用した比率が変わった場合は、どうするのでしょうか。	利用した比率に変更があった場合は、変更後の比率に応じて比例連結することとしますが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができることとします。また、各構成団体が修正の作業負担がかかることを踏まえ、負担割合の変動率が小さい場合など、財務書類等に重要な変動が生じない場合には、現行の比例連結割合を変更しないことができることとします。 なお、比例連結割合が変更された場合、当会計年度の期首の純資産残高及び資金残高が前会計年度末の金額と整合しなくなりますが、この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設けて純資産残高の差額を計上し調整します。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上して調整します。(いずれの場合においても、構成団体の連結割合の合計が100%となるよう処理する必要があります。)	「連結手引き」9段落、12段落
4	消費税の取扱いについて、一般会計等は税込処理とされていますが、法適用の地方公営企業や第三セクター等は税抜処理としている場合が多い中、連結時に統一する必要があるのでしょうか。	原則として一般会計等と同様に税込処理とすることが望ましいですが、税込処理に修正しないことも許容することとします。なお、採用した消費税等の会計処理については、注記するものとします。	「連結手引き」62段落
5	連結対象団体(会計)との間で相殺消去をする場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、相殺消去の例示として、別紙5「連結における相殺消去の例」を参照ください。	「連結手引き」79段落
6	連結対象団体(会計)を連結する場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、土地開発公社の場合の例示として、別紙6「土地開発公社を連結するにあたっての作業フロー」を参照ください。	—

#### <用語>

- ・研究会報告書：「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)
- ・台帳手引き：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」
- ・連結手引き：「連結財務書類作成の手引き」

※ 本Q&A集は、新たな質疑や他の会計基準の改正等を踏まえて、改訂していく予定です。

# 基準モデルからの変更点

別紙1-1

項目	主な変更点
報告主体	○一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに
貸借対照表	○報告式から勘定式に ○流動性配列法から固定性配列法に ○金融資産・非金融資産から固定資産・流動資産の区分に ○流動負債・非流動負債から固定負債・流動負債の区分に ○勘定科目の見直し(繰延資産の廃止、投資損失引当金の新設、インフラ資産の内訳や公債の名称変更等) ○純資産の部の内訳について、財源・調達源泉別の資産形成充当財源・その他の純資産の区分から、固定資産等形成成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常費用・経常収益の区分に、臨時損失・臨時利益の区分を追加
純資産変動計算書	○内訳の簡略化(固定資産台帳の財源情報が任意に)
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○固定資産等形成に係る国県等補助金収入を投資活動に ○支払利息の計上箇所を財務的収支から業務活動収支に
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うこととしていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ○基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、新たに取得した資産については取得原価により評価
資産関係の会計処理	○事業用資産とインフラ資産の区分について再整理 ○繰延資産について、勘定科目として計上しないことに
負債関係の会計処理	○連結対象団体及び会計の投資及び出資金は減損方式から投資損失引当金として引当金計上方式に ○貸倒引当金から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○インフラ資産の減価償却費・直接資本減耗相当は減価償却費として行政コスト計算書に計上することに ○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に
取替法・減損処理	○その有用性等を検証する観点から、適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することが可能に

項目	主な変更点
報告主体	○ <u>一部事務組合及び広域連合も対象に追加</u>
財務書類の体系	○4表と3表の選択制に <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・行政コスト計算書</li> <li>・純資産変動計算書</li> <li>・資金収支計算書</li> </ul> ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えないことに ○ <u>固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提</u>
貸借対照表	○公共資産・投資等・流動資産から固定資産・流動資産の区分に ○ <u>勘定科目の見直し(有形固定資産について行政目的別(生活インフラ・国土保全、教育等)から性質別(土地、建物等)の表示に変更等)</u> ○純資産の部の内訳について、公共資産等整備国県補助金等・公共資産等整備一般財源等・その他一般財源等・資産評価差額から、固定資産等形成分・余剰分(不足分)の区分に簡略化 ○償却資産について、その表示を直接法から間接法に(減価償却累計額の明示)
行政コスト計算書	○経常行政コスト・経常収益の区分から経常費用・経常収益・臨時損失・臨時利益の区分に ○ <u>性質別・目的別分類の表示から性質別分類のみの表示に(目的別分類は附属明細書で表示)</u>
純資産変動計算書	○ <u>内訳の簡略化(財源情報の省略)</u>
資金収支計算書	○業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に区分の名称変更 ○区分ごとの支出と財源の対応関係の表示から活動区分別の表示に(地方債発行の例:改訂モデルではその性質に応じた区分に計上していたが、統一的な基準では財務活動収支に計上)
その他の様式	○注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	○ <u>これまで決算統計データから取得原価を推計(売却可能資産は時価)することとしていたが、原則として取得原価で評価することに</u>
資産関係の会計処理	○有形固定資産等の分類について、有形固定資産・売却可能資産から事業用資産・インフラ資産・物品の区分に(売却可能資産は注記対応)
負債関係の会計処理	○回収不能見込額から徴収不能引当金に名称変更 ○賞与等引当金として、法定福利費も含めることに
費用・収益関係	○使用の当月または翌月からの償却を可能に
耐用年数	○決算統計の区分に応じた耐用年数から、原則として耐用年数省令の種類の区分に基づく耐用年数に変更 ○その取扱いに合理性・客観性があるものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することも可能に



原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

## 1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

→ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

## 2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

→ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

## 3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

※詳細は以下「統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置」を参照

→ 特別交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

## 4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

→ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

# 統一的な基準による地方公会計整備に係る特別交付税措置

## 1. 趣旨

平成29年度までに統一的な基準による地方公会計を整備してもらうため、総務大臣通知（平成26年5月23日付け）において、固定資産台帳の整備等を地方公共団体に要請しているところであるが、特別交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減し、統一的な基準による地方公会計の整備促進を図る。

## 2. 対象期間

平成26年度から平成29年度まで（4年間）

## 3. 対象経費

➤ 固定資産台帳の整備に要する経費

資産の評価及びデータ登録に要する経費（更新管理に要する経費を除く）

➤ 専門家の招へい・職員研修に要する経費

財務書類等の作成に必要なコンサルティング等に要する経費

※1 地方公会計の統一的な基準の導入に係るものに限る。

※2 一部事務組合等については、固定資産台帳の整備に要する経費に資産の棚卸しに要する経費も含む。  
（都道府県及び市町村については、既に普通交付税の包括算定経費（平成20～24年度）において措置済み）

※3 地方公会計システムの導入・改修に要する経費については、平成27年度以降の対象経費とすることを検討。

# 有形固定資産等の評価基準

[ ] 内は取得原価が不明な場合

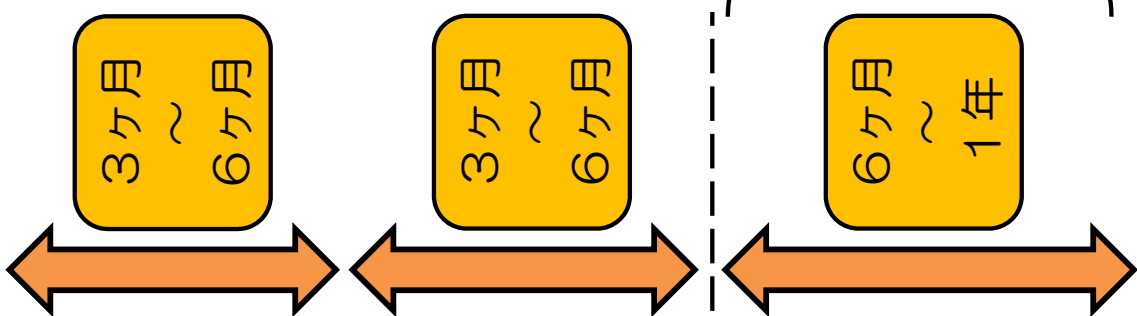
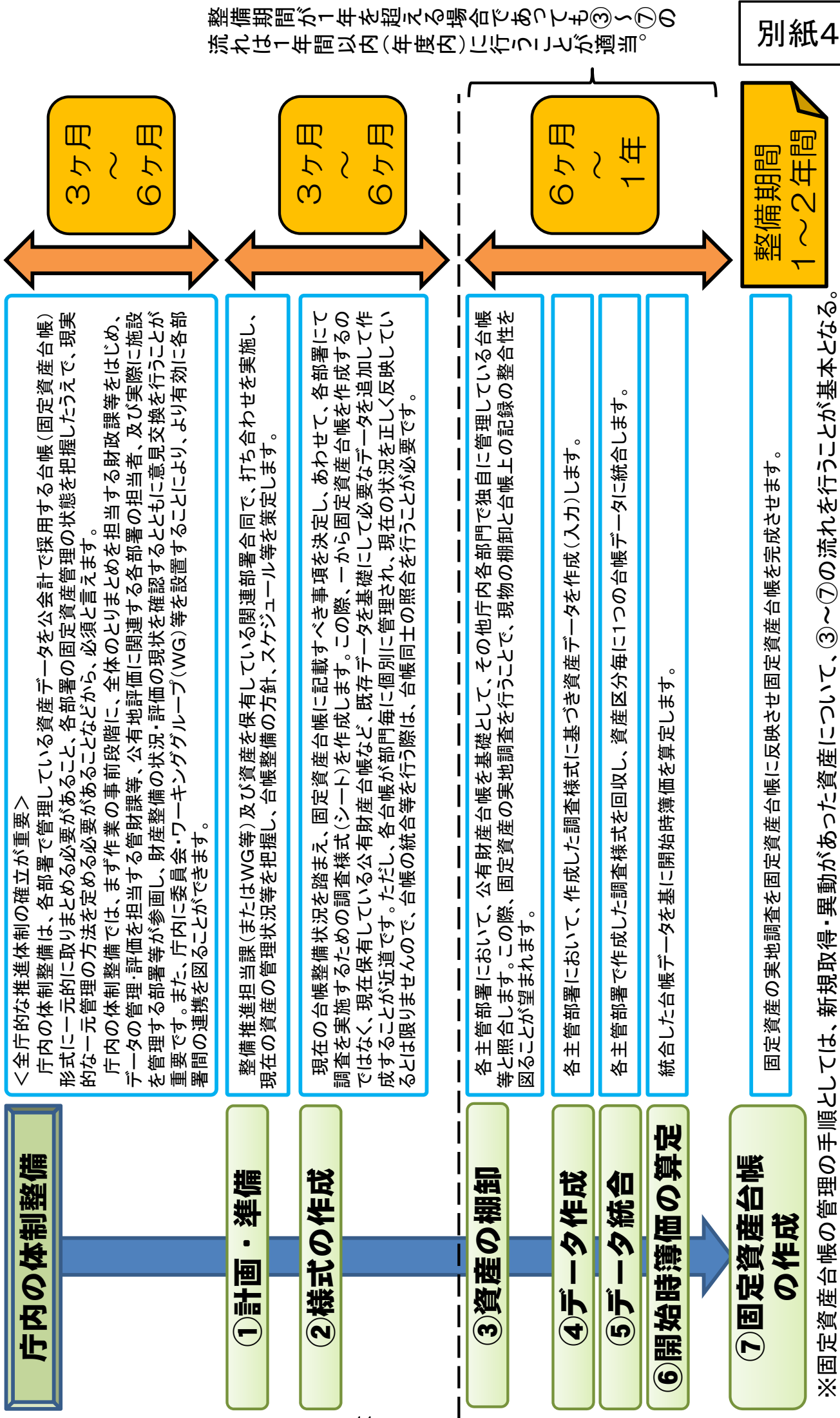
	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く 道路、河川及び水路の敷地	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度
棚卸資産				

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

# 固定資産台帳整備の流れの例



整備期間  
1～2年間

別紙4

整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年間以内（年度内）に行うことが適当。

※固定資産台帳の管理の手順としては、新規取得・異動があった資産について、③～⑦の流れを行うことが基本となる。

## [取引①：一般会計と(財)〇〇事業団]

「平成26年度中に一般会計から(財)〇〇事業団に対して、新たに50の貸し付けを行い、平成26年度末の同事業団に対する貸付総額が250になった。いずれも返済期日が平成29年度以降であるため、平成27年度に(財)〇〇事業団が一般会計に返済する額はゼロである。」



貸し付けた側である一般会計の貸借対照表に計上されている「長期貸付金」から(財)〇〇事業団に対する貸付額である「250」を消去し、借り入れた側である(財)〇〇事業団の貸借対照表に計上されている「地方債等」についても「250」を消去します。

また、平成26年度に一般会計から(財)〇〇事業団への貸付金について資金移動(50)があるため、資金収支計算書でも移動額50を消去します。

## [取引②：一般会計と(株)〇〇清掃サービス]

「平成26年度中に(株)〇〇清掃サービスが一般会計に対して30を返済し、年度末の(株)〇〇清掃サービスに対する一般会計からの貸付総額が100になった。」



貸し付けた側である一般会計の貸借対照表に計上されている「長期貸付金」から(株)〇〇清掃サービスに対する貸付額である「100」を消去し、借り入れた側である(株)〇〇清掃サービスの貸借対照表に計上されている「地方債等」についても「100」を消去します。

また、平成26年度に(株)〇〇清掃サービスから一般会計への返済金として資金移動(30)があるため、資金収支計算書でも移動額30を消去します。



これらの相殺消去について、内部取引調査票(「連結財務書類作成の手引き」様式第6号)及び連結精算表(同手引き様式第5号5)における記載の仕方及び考え方を以下に解説します。

## 内部取引調査票における記載の仕方及び考え方

会計名：一般会計

相手先	連結財務書類	
	第三セクター等	
勘定科目	(財)〇〇事業団	(株)〇〇清掃サービス
貸借対照表		
長期貸付金	250	100
資金収支計算書		
貸付金支出	50	
貸付金元金回収収入		30

会計名：(財)〇〇事業団

相手先	一般会計等財務書類	連結財務書類
	一般会計	第三セクター等 (株)〇〇清掃サービス
勘定科目		
貸借対照表		
地方債等	250	
資金収支計算書		
地方債等発行収入	50	

会計名：(株)〇〇清掃サービス

相手先	一般会計等財務書類	連結財務書類
	一般会計	第三セクター等 (財)〇〇事業団
勘定科目		
貸借対照表		
地方債等	100	
資金収支計算書		
地方債等償還支出	30	

○両団体の内部取引調査票を突き合わせ、連結内部の取引を確定させます。

○連結精算表における記載の仕方及び考え方は次のページのとおりとなります。

# 連結精算表における記載の仕方及び考え方

連結精算表  
(連結貸借対照表)

	一般会計等 財務書類	連結財務書類					純計 (A+B+C)
		一般会計	第三セクター等		単純合計 A	連結修正等 B	
		(財)〇〇 事業団	(株)〇〇清 掃サービス				
【資産の部】 長期貸付金				15,800のうち250を消去			
	15,800		500	16,300		△ 350	15,950
【負債の部】 地方債等				15,800のうち100を消去			
				300のうち100を消去			
		250	300	550		△ 350	200
				250を消去			

連結精算表  
(連結資金収支計算書)

	一般会計等 財務書類	連結財務書類					純計 (A+B+C)
		一般会計	第三セクター等		単純合計 A	連結修正等 B	
		(財)〇〇 事業団	(株)〇〇清 掃サービス				
投資活動収支 貸付金支出				50			
	50			50		△ 50	0
投資活動収支 貸付金元金 回収収入				30			
	30			30		△ 30	0
財務活動収支 地方債等 償還支出				30			
				30		△ 30	0
財務活動収支 地方債等 発行収入				50			
				50		△ 50	0



連結貸借対照表内訳表

(単位:千円)

	一般会計	・・・	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
資産合計			2,064,926			
固定資産			5,072	400,728		
有形固定資産			72	400,728		
事業用資産				231,489		
土地				231,489		
インフラ資産				169,239		
土地				169,239		
物品			100			
物品減価償却累計額			△ 28			
投資その他の資産			5,000			
その他			5,000			
流動資産			2,059,854			
現金預金			385,253			
未収金			22,848			
棚卸資産			1,651,160	△ 400,728		
その他			593			
負債・純資産合計			2,064,926			
負債合計			1,576,393			
固定負債			1,552,698			
地方債等			1,552,698			
流動負債			23,695			
未払金			23,695			
純資産合計			488,533			
固定資産等形成分			5,072	400,728		
余剰分(不足分)			483,461	△ 400,728		

用途に応じて振分け

棚卸資産として読み替える公有用地、代行用地、市街地開発用地、観光施設用地については、その用途が明確なものはその用途に応じて「事業用資産」あるいは「インフラ資産」に連結修正します。特定土地については、「事業用資産」に連結修正します。

#### 4 法定決算書類の連結修正その2 (出納整理期間中の現金の受払等の調整)

平成26年度に帰属する取引について、出納整理期間中に資金の授受がある場合に、年度内に支出したものとして調整します。

## (内部取引調査票)

会計名：一般会計

勘定科目	相手先	連結財務書類	
		土地開発公社	・・・
貸借対照表			
土地		800	
行政コスト計算書			
補助金等		100	
資金収支計算書			
補助金等支出		100	
公共施設等整備費支出		800	

会計名：土地開発公社

勘定科目	相手先	一般会計等財務書類	
		一般会計	・・・
貸借対照表			
未収金		800	
行政コスト計算書			
経常費用			
物件費等			
その他		800	
経常収益			
その他		800	
純資産変動計算書			
国県等補助金		100	
資金収支計算書			
業務収入			
国県等補助金収入		100	

内部取引調査票を確認し、土地開発公社の貸借対照表に未収金800が計上されていますが、出納整理期間中(4月30日)に一般会計から支払いがなされ、精算されているため、年度内に受払いがされたものとして調整し、その調整による計上数値の異動を連結精算表のうち該当する表の連結修正等の列に記入します。また、同様の調整を内部取引調査表にも行っておきます。



出納整理期間中の取引の有無は、一般会計側の執行データ等により漏れがないか確認  
します。

(注：土地開発公社の行政コスト計算書では、売却した土地の帳簿価額が事業原価として  
「物件費等」の「その他」に計上されています。しかしながら、土地開発公社から一般会  
計への土地売却は内部取引のため、連結財務書類上は土地売却が無かったものとみなし、  
土地開発公社の事業収益と事業原価をいずれも取り消すこととなります。このため、「物  
件費等」の「その他」800を内部取引に係る相殺消去の対象として内部取引調査票に記  
入しています。)

**【一般会計が買い戻した土地代金として出納整理期間中に土地開発公社に支払われた場合】**

**一般会計側** 既に支払が済んだものとして計上されており、調整は不要

**土地開発公社側** 貸借対照表の未収金を減額し(△800)、現金預金を増額(+800)

※ 資金収支計算書において、一般会計側の公共施設等整備費支出に対応する収入は、土  
地開発公社に4月30日に支払われており、土地開発公社のキャッシュ・フロー計算書  
(法定決算書類)に計上されていないため、連結精算表の資金収支計算書の土地開発公  
社の列の「業務収入」の「その他の収入」に800を一旦計上します。資金移動の相殺  
は「5 純計処理」で行います。

連結貸借対照表内訳表

(単位:千円)

	一般会計	・・・	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
資産合計			2,064,926			
固定資産			5,072	400,728		
有形固定資産			72	400,728		
事業用資産				231,489		
土地				231,489		
インフラ資産				169,239		
土地				169,239		
物品			100			
物品減価償却累計額			△ 28			
投資その他の資産			5,000			
その他			5,000			
流動資産			2,059,854			
現金預金			385,253	800		
未収金			22,848	△ 800		
棚卸資産			1,651,160	△ 400,728		
その他			593			
負債・純資産合計			2,064,926			
負債合計			1,576,393			
固定負債			1,552,698			
地方債等			1,552,698			
流動負債			23,695			
未払金			23,695			
純資産合計			488,533			
固定資産等形成分			5,072	400,728		
余剰分(不足分)			483,461	△ 400,728		

連結資金収支計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	・・・	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
業務収入						
国県等補助金収入			〇〇〇			
その他の収入			〇〇〇	800		

## 5 純計処理 (単純合計と内部取引の相殺消去等)

一般会計と土地開発公社間の取引を確定させ、相殺消去を行います。

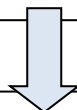
一般会計及び土地開発公社が記入した内部取引調査票を照合して、相殺消去の対象となる取引を確定させ、取引ごとに相殺消去の対象となる連結財務書類の科目と減額する数値を確定させます。

### 確定した内部取引

【取引A】 一般会計が補助金 100 を土地開発公社に交付した。

【取引B-①】 一般会計が土地開発公社から土地 800 を買い戻した。

【取引B-②】 一般会計から土地の代金 800 が支払われた。



### 相殺消去作業の具体化

#### 【取引A】

##### 一般会計側

行政コスト計算書 「補助金等」を減額 (△100)

資金収支計算書 「補助金等支出」を減額 (△100)

##### 土地開発公社側

純資産変動計算書 「国県等補助金」を減額 (△100)

資金収支計算書 「業務収入」の「国県等補助金収入」を減額 (△100)

#### 【取引B-①・②】

##### 一般会計側

資金収支計算書 「公共施設等整備費支出」を減額 (△800)

##### 土地開発公社側

行政コスト計算書 「経常費用」の「物件費等」の「その他」を減額 (△800)

「経常収益」の「その他」を減額 (△800)

資金収支計算書 「業務収入」の「その他の収入」を減額 (△800)

※ 取引された土地については、土地開発公社の貸借対照表から除かれる一方、一般会計に計上されているため相殺消去は不要です。

※ 資産売却損益が発生する場合には、購入側（一般会計）の貸借対照表の「固定資産」に資産売却損益相当額を加算または減額する必要がありますが、上記例は簿価で買い戻しており資産売却損益は生じていないため、調整は不要です。

ここでは一般会計と土地開発公社の連結を例としていますので、以下のように相殺消去する科目と金額について、直ちに連結精算表の相殺消去欄に記載していますが、連結対象団体（会計）が複数ある場合は、個別の連結対象団体（会計）に係る相殺消去額を「連結財務書類作成の手引き」様式第7号「相殺消去集計表」において集計し、同手引き様式第5号5「連結精算表」の各内訳表の「相殺消去」の列に転記します。

連結行政コスト計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
経常費用	×××		〇〇〇		△ 900	
物件費等	×××		〇〇〇		△ 800	
その他	×××		〇〇〇		△ 800	
移転費用	×××		〇〇〇		△ 100	
補助金等	×××		〇〇〇		△ 100	
経常収益	×××		〇〇〇		△ 800	
その他	×××		〇〇〇		△ 800	

連結純資産変動計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
国県等補助金	×××		〇〇〇		△ 100	

連結資金収支計算書内訳表

(単位:千円)

	一般会計	...	土地開発公社	連結修正等	相殺消去	純計
業務活動収支	×××		〇〇〇		△ 800	
業務支出	×××		〇〇〇		△ 100	
移転費用支出	×××		〇〇〇		△ 100	
補助金等支出	×××		〇〇〇		△ 100	
業務収入	×××		〇〇〇		△ 900	
国県等補助金収入	×××		〇〇〇		△ 100	
その他の収入	×××		〇〇〇	800	△ 800	
投資活動収支	×××		〇〇〇		△ 800	
投資活動支出	×××		〇〇〇		△ 800	
公共施設等整備費支出	×××		〇〇〇		△ 800	

科目ごとに合算し連結